

サラ金やクレジットなどの 返済でお困りの方

必ず解決
できます!



一刻も早く、無料相談窓口へ!

(※窓口一覧を裏面に記載しています。)

法律の専門家の支援を受けて解決しましょう。

債務整理から生活再建までの流れ

相談窓口で相談

(無料で相談できます)

- 借金の額を確認します。(利息の引き直し計算を行います。)
- 債務整理の方法を助言します。
- **解決に当たる法律の専門家を紹介します。**

法律の専門家に依頼

(又は自分で裁判所に申立て)

- **事業者からの取立てがストップします。**
- あなたに適した債務整理方法を選択します。

債務整理

- 借金の減額、免責、清算が行われます。
- **過払い利息が返金される場合があります。**
- 返済計画の合意、決定がされます。

債務整理の方法

※詳しい内容については、相談の際に確認してください。

任意整理

裁判所を使わず、当事者間の話し合いで返済方法を和解

- 借金総額が比較的少額の方、利息の引き直し計算で借金の減額が見込まれる方に適しています。
- 話し合いにより柔軟な返済計画を組めます。

特定調停

裁判所が債権者と債務者の間に立って利害関係を調整

- 借金している貸金業者の数が少ない方、利息の引き直し計算で借金の減額が見込まれる方に適しています。
- 裁判所の調停委員の仲介で、公平な結論が期待できます。

個人版民事再生

裁判所が認可した再生計画に基づき、債務を返済

- 借金をしている貸金業者の数や額が多い方、給与等の定期的収入がある方、住宅ローンがあるが住宅を手放したくない方に適しています。
- 住宅を失わずに借金を整理することも可能です。

自己破産

裁判所を通じて債務の支払いを免責

- 返済の見込みがない方に適しています。
- 免責が許可されれば、早期に借金から解放されます。

生活の立て直し

- 返済計画に従って借金を返済します。

計画的な家計管理を行きましょう!

相談窓口一覧

法律専門家による無料法律相談 ※原則1人1回相談料無料

相談窓口	相談受付時間	電話番号	相談等
弁護士会 「借金おなやみダイヤル」	月～金 9:30～17:00	0742-94-7830	紹介を受けた弁護士の事務所で相談できます。 希望すれば受任してもらえます。 火・金13:00～16:00は電話相談にも応じています。
司法書士会 司法書士総合相談センター	月～金 8:40～17:00	0742-22-6677 (FAX 0742-22-6678)	月・水・金13:00～16:30(面談・電話) 希望すれば受任する司法書士を会が紹介します。

多重債務者支援団体による無料相談 ※相談のみであれば、何回でも無料。支援希望者は入会。

相談窓口	相談受付時間	電話番号	相談等
奈良若草の会 (奈良クレジット・サラ金・悪徳商法被害をなくす会)	月～金 13:00～17:00	0742-25-0525	弁護士・司法書士の面談 月～金 13:00～17:00(ただし、要予約) 本人による債務整理手続の支援や法律の専門家の紹介をしてもらえます。

国の多重債務者相談窓口

相談窓口	相談受付時間	電話番号	相談等
近畿財務局 奈良財務事務所総務課	月～金 9:00～17:00	事務所 0742-27-3161 (FAX 0742-22-9292) 本局 06-6949-6523 (FAX 06-6949-6790)	平日毎日 必要に応じ本局の専門の相談員に引き継ぎいたします。
法テラス 日本司法支援センター	月～金 9:00～17:00	050-3383-5450	※情報提供(相談員がお話を伺います)10:00～16:00 ※無料法律相談 月・水・金に法テラスで弁護士相談 (火・木は相談会場が奈良弁護士会館になります)(予約制) ※「民事法律扶助制度」により、弁護士・司法書士費用・裁判費用の立替えを行っています。法律相談と立替制度は収入・資産基準以下の方にご利用いただけます。

県の消費者相談窓口

相談窓口	相談受付時間	電話番号	相談等
消費生活センター	月～金 9:00～16:30	0742-26-0931 (FAX 0742-27-2686)	消費生活相談員が電話、面談で事情を確認、情報提供や助言を行います。 法律の専門家(相談窓口)を紹介します。
消費生活センター 中南和相談所		0745-22-0931 (FAX 0745-22-4999)	

市町村の相談窓口については、それぞれの役所にお問い合わせください。
無料の法律相談を行っている市町村もあります。

相談をスムーズに進めるため、ご準備・ご持参ください。

- 債務一覧表(業者名と連絡先、最初の借入年月日と元本額、借入残高、保証人等)
- 借入や返済の状況が分かる資料(契約書、振込控、預貯金通帳、利用明細、返済表等)
- 収入に関する資料(給与明細、源泉徴収票、個人事業主の場合は直近の税務申告書等)



☆債務整理に当たって、法律専門家に依頼する費用が心配な方

法テラスの「民事法律扶助制度」で、弁護士、司法書士に支払う費用を一時的に立て替えてもらえます。利用に当たっては資力などの審査が必要です。生活保護の方や、収入が少ない方は、立替金の償還を猶予する制度もありますので、相談窓口で御相談ください。



☆貸金業者による違法な取立てにお困りの方は下記に御相談ください。

県警本部 奈良県悪質商法110番 …… 0742-24-9441
各警察署内 生活安全課
近畿財務局奈良財務事務所理財課 …… 0742-27-3163
県産業・雇用振興部地域産業課金融支援係 …… 0742-27-8807

